

くしろ市民応援クーポン
加盟店舗 募集要項

釧路市産業振興部商業労政課

■事業の趣旨

食料品等の物価高騰による市民の負担増を踏まえ、市民生活を支援するとともに、地域経済の活性化を図るため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市民に対し、市内店舗で使える電子クーポンを配付する。

1 事業概要

- (1) 名称 くしろ市民応援クーポン（以下「クーポン」という）
- (2) 事業主体 釧路市
- (3) 業務受託者 GMOペイメントゲートウェイ株式会社
- (4) 支援金額 対象者1人につき 10,000円（参考：令和8年2月末現在 151,056人）
- (5) 配布方法 世帯主宛に発送（参考：令和8年2月末現在 90,315世帯）
- (6) 利用期間 令和8年6月から令和8年11月30日（月）23：59まで
- (7) 利用者 原則、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (8) 利用可能店舗 本事業に参加を希望した市内の店舗（事業所）

2 登録資格

加盟店の登録資格は、当該事業に参加を希望する日本産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める業種のうち別表に掲げる業種を営む釧路市内の店舗（事業所）とする。ただし、次に該当する事業者は除く。

- ・公的な証明等により実在を確認できないもの
- ・特定の宗教又は政治団体に関わるもの
- ・日本国内の本店又は支店の金融機関口座を持たないもの
- ・法令に基づき求められる営業許可等を得ていない又は届出等を行っていないもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第5項に規定するもの
- ・釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他、市が不相当と認めるもの

3 加盟店の遵守事項

加盟店は、次に掲げるすべての事項に対して承諾をし、かつ、遵守しなければならない。

- ・店頭市が所定する加盟店であることを示す販促物を設置すること。
- ・クーポンの偽造、変造及び不正行為を防止するため、善良なる管理者の注意をもって必要な措置を講じること。
- ・利用者が対象商品等の購入にクーポンを指定したときは、これを拒むことができず、その額面又は表示価値どおりに受け入れること。ただし、利用者による当該利用について、不正利用又はその疑いがあるときはこの限りではない。
- ・現金その他のクーポン以外の支払い手段を用いる顧客より不利な取り扱いをしないこと。
- ・業態変更等で提供する対象商品等の内容を変更しようとする場合、又は加盟店契約の申込み時に市に対して届出をした事項に変更がある場合、市の定める方法により書面又は電磁的方法により届け出ること。

- ・クーポンが利用できる対象となる商品等の販売を行うことについて、法令その他の規制により許認可、又は届出が必要なる場合で、市がその内容を確認する必要があると判断した場合は、市の要請に応じて、監督官庁から交付を受けた許認可証又は届出書等の写しを市に提出するものとする。加盟店がクーポンの利用できる対象の商品等の販売を行うことについて必要な許認可、又は届出が取消し、又は無効となった場合、市が加盟店でのクーポンの利用を停止する。
- ・消費者契約法、特定商取引に関する法律、資金決済法、不当景品類及び不当表示防止法、独占禁止法、著作権法、その他すべての法令等に違反せず、かつ、全ての法令等において求められる事項を遵守すること。
- ・店頭に掲示するポスターその他の広告において、クーポンに関し利用者に誤認を与える表示をしないこと。
- ・市又は市が指定する第三者からクーポンの利用促進施策及びこれに関する掲示物の設置等の要請を受けたときは、これに協力すること。
- ・市又は市が指定する第三者からクーポンの利用実績に関する調査又は報告を求められたときは、これに協力すること。
- ・利用者からの店舗におけるクーポンに関する問い合わせに対し、自己の責任において可能な限り対応すること。
- ・市は、加盟店に対して、加盟店契約に関連し必要な調査及び報告を求めることができる。この場合、加盟店は、当該調査及び報告に協力すること。
- ・前各号のほか、市が別途通知した事項を遵守すること。
- ・加盟店は、対象商品等に関連して利用者又は第三者からクレーム、苦情その他の紛争が生じた場合には、本契約期間中のみならず契約終了後においても、自己の責任と費用負担において解決を図り、市にいかなる迷惑もかけないこと。
- ・加盟店は、対象商品等に関し、法令違反又は行政処分の対象となると判断し、又はそのおそれがあるときは、その内容及び経過を速やかに市に報告すること。

4 クーポンの内容

- ・利用者は、加盟店で対象商品等を購入した場合、クーポンを使用して、対象商品等の代金の支払決済を行うことができる。
- ・加盟店は、利用者が加盟店で対象商品等の代金の支払決済をする際にクーポンによる代金の支払決済を指定した場合、加盟店契約及び市の所定の方法に従い、利用者が有するクーポンの残高から当該代金相当額を減算することで代金の支払決済を行うものとする。
- ・利用者の未利用残高が対象商品等の代金に満たない場合、不足分については、加盟店が指定する現金その他の支払い方法により支払うものとする。この場合、利用者は当該不足分を支払うことで、対象商品等を購入することができる。

5 クーポンの利用範囲

クーポンは、次に掲げる支払、購入等に利用することができない。

- ・金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、電子マネーへのチャージ等の換金性の高いものの購入
- ・不動産その他の資産性の高いものの購入及び地代、駐車料等の支払
- ・たばこ等法令の規定により定価以下での販売が認められていないもの
- ・税金、保険料、振込手数料、粗大ごみ処理券、公共料金（電気、ガス、水道、電話等の使用に係る料

金をいう。) その他これに準ずるものの支払

- ・ 公的医療保険の自己負担分 (医療費・処方箋)
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する営業に係る支払い並びに同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係る支払
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等の購入
- ・ 特定の宗教・政治団体に関わるもの又は公序良俗に反するものに係る支払
- ・ 特定事業者が特に指定するもの
- ・ その他、市長が不相当と認めるもの

6 クーポンの決済方法

加盟店は、以下の (1) または (2) のいずれか、あるいは両方の方法でクーポン決済に対応すること。

(1) ハガキ型

利用者がハガキに印字された支払用二次元コード (QR コード) を提示する QR コード付きクーポンを、加盟店がタブレット等の端末で読み取って決済する方法

(2) アプリ型

加盟店が店頭に掲示した QR コードを、利用者が自身のアプリで読み取って決済する方法

7 精算金の確定及び支払方法

- ・ 加盟店は、利用者と加盟店との間において、対象商品等の代金の支払手段としてクーポンが用いられた場合における、代金の支払決済がなされた対象期間の売買代金相当額について、対象期間の経過後、別に提供するモバイル商品券プラットフォーム上に表示される取引データを確認の上、収納代行者を経由して、市に対して、精算金の給付の申請を行うものとする。
- ・ 市は、収納代行者を経由して、対象期間の確定した精算金を下表のとおり振り込むものとする。

対象期間	振込日
毎月 1 日から当月 15 日まで	当月末日まで
毎月 16 日から当月末日まで	翌月 15 日まで

※上記は営業日に応じ前後する可能性がございますので、ご了承の程よろしく申し上げます。

対象期間の締め日より 1 か月以上経過しても振込確認できない場合、コールセンターへお問い合わせください。

8 申込及び登録

(1) 申込方法

- ・加盟店申込フォームから入力申請



[釧路市物価高騰対策支援事業参加申請フォーム（新規登録用）](#)

- ・上記申込フォームから申請が困難な場合は専用コールセンターに問い合わせるものとする。

(2) 申込期間

令和8年4月15日（水）から令和8年7月31日（月）までとする。

(3) 登録・確認

申込みのあった事業者については、確認の上、加盟店として登録する。

ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消す場合がある。

- ・申込み内容に虚偽、不備等があった場合
- ・国又は監督官庁から、指示・決定・命令があった場合やそのおそれが生じた場合
- ・本要領等に違反した場合
- ・市が登録を取り消すと判断した場合

(4) その他留意事項

- ・加盟店の情報（店舗名称・所在地等）は「加盟店一覧」として、釧路市ホームページ等に掲載する。
- ・スターターキット（店舗設置用ポスター、QRコードPOP、QRコードシール、利用者チラシ等）を令和8年5月11日（月）までの申込事業者に対しては事業開始までに配布する。
- ・クーポンの取扱い等は、後日スターターキットと共に送付する加盟店マニュアルを参照すること。
- ・加盟店規約、募集要項の違反によって、市又は委託事業者等が損害を受けた場合、現実かつ直接に被った通常の損害について、賠償を請求することがある。
- ・本事業用にデザインされたクーポンの肖像使用を含む広告知物の利用については市の承認を得るものとする。
- ・市の方針等により、内容が変更される場合がある。
- ・加盟店登録料や決済手数料は無料とする。ただし、クーポンの利用に伴う通信料等の費用は加盟店の負担とする。

別表（2 登録資格関係）

登録資格対象業種一覧

I 卸売業、小売業	56 各種商品小売業 57 織物・衣類・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業
M 宿泊業、飲食サービス業	76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業

【問合せ先】

くしろ市民応援クーポン加盟店コールセンター

TEL：050-5865-9444

営業日時：平日祝 9:00～18:00（土・日休み）

※令和8年8月28日（金）はシステムメンテナンスのため、翌8月29日（土）9:00～18:00に営業